

第3回定例会 日本共産党代表質問

【1】 核兵器廃絶に向けての取り組みについて

1 今年6月21日にオーストリア・ウィーンで開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議には65の締約国と34のオブザーバーが参加しました。平和首長会議は代表派遣しましたが、残念ながら日本政府は参加していません。広島・長崎の市長は日本の不参加について「非常に残念」と述べ、今後の会議にオブザーバー参加するよう求めました。

日本政府に核兵器禁止条約に署名・批准するよう申し入れること。

【答弁】

まず、政府に核兵器禁止条約に署名・批准するよう申し入れることについてです。

区が加盟する平和首長会議の国内加盟都市会議は、日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准するよう継続して要請しております。

引き続き、平和首長会議に加盟する都市と連携し、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を訴えてまいります。

2. 港区は今年も7月27日から8月18日にかけて5か所で「平和展」を開催しました。5会場でアンケートは139人分集まりました。平和講演会や平和映画上映会も行われ、8月27日には「平和のつどい」がリーブラホールで開かれました。引き続き発展させていくことが求められます。

平和展の会場に、「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」を設置し、港区からも積極的に核廃絶の意思表示を行うこと。

【答弁】

区は、現在、区ホームページで、平和首長会議が協力している広島被爆者7団体が推進する「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」を紹介し、署名用紙をダウンロードできるように対応しております。

また、8月に開催された核不拡散条約再検討会議で最終文書が合意されなかったことなどを受け、新たにみなとパーク芝浦に、核兵器禁止条約パネルを展示し、広島被爆者7団体や平和首長会議が取り組む署名を紹介するとともに、署名用紙を設置しております。

引き続き、平和展や平和のつどいの会場で署名用紙を設置するなど、核兵器廃絶に向けた取組を広く区民に周知してまいります。

【2】命と健康を守るための緊急支援について

私たち共産党議員団は7月21日、保健福祉部長に猛暑と物価高騰で大変な生活を強いられている高齢者や生活保護利用者に対し、緊急支援を行うよう要請しました。

異常気象によるこれまで経験したことの無い猛暑の中、「電気代の請求が怖くてエアコンを使えない」という声が後を絶ちません。生活保護費も減らされ、年金も減らされ、ギリギリの生活の中、命の危険が迫っています。安心してエアコンが使えるよう緊急の取り組みが必要です。

併せて、NHKの受信料が払えないとの声もあります。これほどまでに暮らしを破壊しているのは政治の責任です。

1. エアコンを使わず命を落とすようなことがあってはなりません。高齢者に対し、電気代を気にせず安心してクーラーを利用できるように緊急支援金を支給すること。

【答弁】

区は、無料入浴券の配付や配食サービス、家事援助サービスなど、高齢者の生活全般を支えるため、必要な方に必要なサービスが行き届くようきめ細かく支援しております。

エアコンの電気代に対する緊急支援金を支給することは考えておりませんが、涼しい部屋を休憩場所として開放するいきいきプラザを案内することやエアコンの効果的な使い方を周知することで、熱中症予防も含めた高齢者の生活支援に取り組んでまいります。

2. 生活保護世帯の夏季見舞金を増額すること。

【答弁】

区では、生活保護世帯に対して、夏と冬には生活保護費に加えて、単身世帯に5,000円、複数世帯に7,000円の見舞金を、区独自に法外援護として支給しております。

電気代などの生活費は、生活保護制度により支給されるため、区は、夏季の電力需要に対応する夏季加算の新設を、東京都を通じ国に要望してまいりました。また、本年6月には、今般の物価高騰への対応も含め要望いたしました。

今後とも、生活保護世帯の生活状況の把握に努めてまいります。

3. 高齢者に対し、NHK受信料の減免制度を創設するよう申し入れること。

【答弁】

NHK受信料の免除は、放送法及び総務大臣認可を受けた放送受信料免除基準により、年代に関係なく経済的に困りの方に対し、NHKが適用しています。

区としてNHKに対し、一律に高齢者の受信料減免制度を創設するよう申し入れることは考えておりませんが、NHKの受信料の支払いが困難など、経済的なご事情で困り的高齢者に対しては、引き続き、高齢者相談センターやふれあい相談員を通じて丁寧に対応してまいります。

4. 例年になく猛暑が続いています。無料入浴券の支給枚数を増やすこと。

【答弁】

各地区のいきいきプラザには浴室があり、お風呂を利用できるほか、夏の間は夕涼みコーナーを設置し、麦茶を提供するなど、暑さをしのぐための一時休憩場所として高齢者にご案内しております。

70歳以上の高齢者を対象に支給する無料入浴券は、1週間に1回程度利用できるよう年間52枚としており、ご自宅やいきいきプラザのお風呂と組み合わせせご利用いただいていることから、適切な枚数と考えております。

【3】インボイス制度の実施をやめることについて

政府は消費税制度の一部を変更し2023年10月からインボイス（消費税適格請求書等保存方式）を導入する予定です。

インボイスの発行には税務署の登録番号が必要です。登録は課税事業者でないと行えません。すでに昨年（2021年）10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まっていますが、7月末のインボイス登録は約81万件で対象者の7%強と進んでいません。

登録番号の記載がないものは「適格請求書」と認められないため、仕入れ税額控除が行えなくなります。課税事業者では取引先に免税業者がいる場合は仕入税額控除ができない。免税事業者はインボイスの登録を行い課税業者になるか、免税事業者のままで、消費税分の値引きに応じるかの選択を迫られることとなります。その影響は建設業の一人親方、フリーライター、デリバリーの配達員、シルバー人材センター、ヤクルトレディ、保険会社の外交員など免税事業者は500万件を超えます。

取引先から登録するよう言われたとの相談が増えていると言います。（全商連）取引先による一方的な要請は独占禁止法上問題となるおそれがあると財務省も認めています。

多くの事業者に新たな負担を押しつけるインボイス制度の導入に反対する声明

や地方議会からの意見書も増えています。

1. 改めて、インボイス制度の導入をやめるよう国に申し入れること。

【答弁】

まず、国にインボイス制度の導入をやめるよう申し入れることについてです。

区として国に制度の導入をやめるよう申し入れることは考えておりませんが、令和5年10月の制度開始に向け、区内事業者が制度の内容や自社への影響を正しく理解できるよう、本年9月及び10月に税務署との連携による制度説明会を開催いたします。

また、インボイス発行事業者となるか、免税事業者として事業を継続するかといった制度への対応について、税理士に相談することができる無料相談窓口を本年10月から札の辻スクエアに開設し、個々の事業者の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

2. 地方自治体も例外ではありません。

地方自治体から商品・サービスを仕入れている事業者インボイスを発行しなければなりません。総務省は6月20日付で自治体に資料を送付しています。

指定管理者制度を導入している施設や委託事業者など多くの業者の準備も進んでいません。インボイス制度に関する区の対応と準備状況について

【答弁】

来年10月からのインボイス制度の導入に向けて、現在、区が発行する領収書などの記載事項の変更、財務会計システムや施設予約システムの改修などの準備を進めております。

区は、年内に適格請求書発行事業者としての登録申請を行い、登録事業者であることを周知してまいります。

また、インボイス制度に適合した領収書などを発行するためには、指定管理者も適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があることから、今後の対応について指定管理者と協議及び支援してまいります。

3. 無料相談窓口について、免税事業者がどれだけいるか把握できていない状況においては、十分な相談体制ではない。インボイス制度導入時期が近づくにつれて、相談件数が増えると考えられるので、相談体制も考えてもらいたい。

しかし、根本は、免税事業者が納税しなければならない制度にある。事業者に負担を押し付けるインボイス制度の導入をやめるよう国に申し入れることについて

て、再度答弁を求める。

【答弁】

インボイス制度の導入をやめるよう、区として国に申し入れることは考えていないが、事業者には制度を正しく理解、判断してもらえよう、説明の機会を設けることは大変重要である。

税務署等、国の機関などとも連携し、インボイス制度の周知、対応するための相談体制の充実に努めていく。

【4】投票所の改善と魅力ある投票済証及びバリアフリーについて

7月10日に参議院選挙が行われました。東京選挙区の立候補者は34人。候補者一覧から名前を探すのに苦労したという声が届いています。比例代表選挙の氏名掲示は15の政党とそれぞれの名簿登載者氏名が非常に小さい字で見えないとの苦情が複数寄せられました。

また、白金の旧三光小学校の投票所では「電気が切れているようで暗くて見えなかった」との声があり、確認したところ、現在小学校として使用していないことから、メンテナンスが行われていないとのこと。投票台や足元には明かりを照らす工夫はされていたそうですが、転んでけがをする危険もあります。気持ちよく投票ができる環境整備を真っ先にやるべきです。

今回の選挙では、投票率アップのキャンペーンのひとつとして、『投票済証』の提示で飲食店など様々なサービスが受けられ、注目されました。しかし区内投票所では「『投票済証』がもらえなかった。」「どこに置いてあるのかわからなかった。」との声が多く、後日『投票済証』の発効を希望するケースも生まれました。豊島区や中野区では『投票済証』のデザインをカッコいいものに変え、投票行動の推進に役立てました。港区も改善が求められます。

芝5団地を含む第8投票所はこれまで長年投票所だった勤労福祉会館が使えなくなって、今回の参議院選挙から芝5丁目の区民協働スペースに変更になりました。

多くの住民にとっては初めての場所で非常にわかりづらかったとの声を頂きました。「初めての場所なのに案内の人もいなく看板も歩道上になくわかりづらかった。」「視覚障害者のかたはエレベータまでの点字ブロックが途中までしかなくエレベータの場所がわからなかった。」「入り口中央にある駐車場のためのターンテーブルにつまずきそうになった。杖が溝に入りそうで危ない。」といった声を午前中に2人の方から電話があり、すぐに選管に連絡して、午後からはとりあえず案内の方を入り口につけてもらい、対応して頂きました。

1. 投票所の各記載台に、ルーペを設置すること

【答弁】

投票所の各記載台へのルーペの設置についてです。

参議院議員選挙比例代表選出の氏名等掲示は、記載順や文字の大きさなどによる不公平が生じないように、1枚の用紙に記載する国が定めた全国共通の書式となっております。

このため、今回の参議院議員選挙では、選挙人から、「文字が小さく、見えにくい。」とのご意見があり、投票所備え付けのルーペを貸し出したと、報告を受けております。

2. 「投票済証」を魅力あるものに改善し、投票が済んだ人は誰でも気軽に受け取れるよう案内すること。

【答弁】

次に、投票済証の改善と交付の周知についてのお尋ねです。

投票済証の交付は、法律に義務づけられておりませんが、会社などに公民権行使を行ったことを提出するため、投票済であることがわかるように発行してまいりました。

近年は、デザインを工夫し、投票率の向上にもつなげる目的で作成している自治体が増えていると伺っております。

本年7月執行の参議院議員選挙では、投票済証の発行を希望する選挙人が多く、選挙人の関心も高まっていると受け止めております。

今後は、投票率の向上を視野に、区内大学等と連携して独自デザインにしたり、周知を含め、確実に受け取れる仕組みなど、先進自治体の取組を参考に検討してまいります。

3. 初めての投票所として使う際は、利用者の安全性やバリアフリーの観点から対策を講じること。

【答弁】

新たな投票所は、選挙人の安全・安心を最優先に、場所の分かりやすさ、今後も継続使用することが可能などの様々な視点で検討を行い、選定しております。

また、投票所内の明るさ、広さ、休憩場所の確保、トイレの位置、車椅子利用者を含む選挙人が入口から投票場所まで安全で迷わず移動できる最短の導線を確

保するなど、個々の施設と事前に確認し、投票所としております。

今後も必要に応じて、誘導員を配置するとともに案内を表示するなど、選挙人が安心して投票できるよう努めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

4. 区民協働スペースとして住民が使う施設ですが、点字ブロックが壁の前で止まっている状態で放置されています。早急に改善すること。

【答弁】

第8投票所として利用された芝区民協働スペースは、区分所有建物であるため、現在、管理組合と協議を行い、点字ブロックの改善に向けた調整を進めております。

【5】音声コード (Uni-Voice) について

港区は2019年（令和元年）12月1日に「港区手話言語の理解の促進及び障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を施行したことを契機として、障害特性に応じた情報のバリアフリー化に取り組み、視覚障害者に対しては音声コードや点字の活用などの配慮を行っています。視覚障害者にとってはどこから送られた封筒なのか、何のお知らせなのかといった情報を得るために音声コードは欠かせません。

今回、参議院選挙の投票所入場整理券を発送する封筒の音声コードの場所を知らせるための「切り欠き」の場所が間違っていると、視覚障害者から区に対して指摘がありました。私のところにも同様の指摘がありました。視覚障害者の方は手で触って「切り欠き」の位置を頼りにスマホのアプリを使って音声コードから情報を得ています。

今回この指摘を受けて、自宅に届いている区からの封筒を確認したところ、ユニボイスが入っている封筒は5種類ありましたが、正しい位置に「切り欠き」が入っていた封筒は2種類だけでした。

7月17日付けで障害福祉課長、区長室長、契約管財課長の連名で「視覚障害者に対する情報発信時の配慮について」の文書を出して、改めて音声コードの活用にあつての注意喚起を行ったとのこと。

それぞれの障害にあつた行政サービスや情報提供が行えているか、改めて業務を見直し適切な行政サービスを行うこと。

【答弁】

次に、障害特性に応じた情報提供についてのお尋ねです。

区は、障害者に対して、音声コードやプッシュ型で情報発信する区が運用している「障害者支援アプリ」を活用し、障害特性に応じた多様な方法で情報発信しております。

音声コードについては、本年7月、全ての部署に対して、印刷物を発注する際の仕様書の記載例を示し、また、切り欠きの正しい位置を把握しやすいようイラストを用いるなど、より具体的に周知いたしました。

今後も、障害者が必要な情報を確実に得られるよう、これまで周知した統一的なルールを定期的に職員に示すことで、個々の障害特性や様々な場面に応じた多様な情報発信の取組を全庁的に徹底してまいります。

【6】みなとマリアージュ制度の拡充について

東京都は、今年の11月1日からパートナーシップ制度を導入し、導入していない区市町村にも導入を働きかけると聞いています。これによって東京都ではパートナーシップ制度を導入する自治体が増えることとなります。

港区はすでに2020年（令和2年）にマリアージュ制度が導入され今年の4月1日現在で24組が証明書の交付を受けています。

東京都で導入している自治体は16自治体です。導入している自治体の証明書が活用されている行政サービスを調べてみると、港区で実施していないものとして、災害弔慰金・災害見舞金の支給、犯罪被害者に対する遺族支援金の支給、などの行政サービスがあります。

先進自治体を参考に港区でもマリアージュ制度を活用できる行政サービスを増やすこと。

【答弁】

区が交付するみなとマリアージュカードは、区営住宅や高齢者集合住宅などの区が管理する住宅の入居申込みに活用いただけるほか、携帯電話の家族割や銀行でのペアローン申請など、行政サービスに加え、民間サービスにおいても広く活用していただいております。

区は今後、東京都パートナーシップ宣誓制度との相互連携を進め、カードの利活用機会の拡大に取り組むとともに、制度を導入する他自治体の動向や取組事例なども参考にしながら、区の行政サービスの拡充についても検討してまいります。

【7】羽田新ルートの運用を中止することについて

国交省は2020年以降、「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を5回開いています

日本共産党の山添拓・吉良よし子参議院議員と低空飛行下地域の関係者と一緒に8月25日に国交省に対し、固定化回避に向けた検討内容についての聞き取りを行いました。

国交省は羽田空港への進入コースの検討状況を説明し、飛行可能だと確認したと説明しましたが検討したルートについては明らかにせず、来年予定の第6回検討会で検証結果を示すとの説明でした。

「新ルートの固定化回避」といいますが都心上空を回避するわけではなく航路下のみなさんが心配する騒音や落下物、大気汚染、墜落の危険を回避するには海上ルートにもどすしかありません。

1. 国に対し、従来のように海上ルートにもどすよう申し入れること。

【答弁】

次に、羽田新ルートの運用を中止することについてのお尋ねです。

国は、本年8月、第5回「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」を開催しました。現時点では具体的な飛行ルート案は示されておりませんが、第4回検討会において選定された飛行方式について、平行する2本の滑走路のうち、1本のみで運用した場合の安全性を検証し、飛行が可能であることが確認されております。

区は、今後の検討状況を注視するとともに、引き続き、国に対し、海上ルートの活用、地方空港の活用等による飛行ルートの分散化、今後の航空技術等の進展に伴う飛行経路の様々な運用など、固定化回避に向けた検討を加速するよう強く要請してまいります。

2. これまでも、飛行ルートの分散化、固定化回避について、区長からも申し入れてもらっている。しかし、この間の「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」の検討状況を見ると、具体的な飛行ルート案は明らかにされず、時間稼ぎしているようにしか見えない。

区民の不安等を解消するには海上ルートに戻すしかないため、改めて要請してもらいたい。

【答弁】

第5回「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」において、具体的な飛行ルート案は示されていない。

引き続き、区としても検討を加速化するように、また、海上ルートの活用を求

めていく。

【8】家族介護者への支援について

中央区では在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業として、区内に6ヶ月以上居住し、要介護2以上の寝たきりや認知症の高齢者を、在宅で介護している方に、食事券やマッサージ券や旅行券など、合計3万円分を限度に年1回支給する事業を行っています。中央区に住み、妻を介護している知人から、区から支給された食事券を使って、久しぶりに家族と食事に行った話を聞きました。在宅での介護は介護サービスを使っても家族への負担は大きいです。こうした思いやりや少しの息抜きが家族を励ますこととなります。

港区は家族介護者への支援事業として「介護家族の会」への支援と「認知症高齢者介護家族支援事業」を行っています。

「介護家族の会」は5地域ごとに家族会が作られ、月1回集まり、介護の悩みなどを交流する場を持っています。しかし実態は地域ごとに差があり、年間の参加者が1名や2名の地区もあります。

「認知症高齢者介護家族支援事業」の方も、家族に休養が必要と認められる場合と緊急に保護する必要がある高齢者が短期入所できる事業で、利用するには1泊につき5,000円の宿泊料と1,600円の食事代、その他に実費負担があります。2000年度（令和2年）の利用者はコロナで中止した期間もあり実績はゼロ。昨年の利用者は1家族だけでした。

先に紹介した中央区は、全ての家族介護者を対象にしています。

港区も、中央区のように全ての家族介護者への支援につながるよう食事券などの支給事業を実施すべきです。

【答弁】

介護が必要な高齢者が在宅で自分らしく生活するためには、家族介護者への支援が重要です。区は、介護する家族同士の情報交換や交流の場である「介護家族の会」を実施することで、家族介護者の精神的な負担の軽減を図っております。地域によっては利用実績が少ないことから、オンラインでの開催や他のイベントと合同で開催するなど実施方法を改善し、より多くの介護家族の支援につながるよう取り組んでまいります。

また、在宅介護家庭に対し、理美容サービスや、寝具乾燥消毒などのサービスを提供しております。

今後も、高齢者相談センターなどを通じて家族介護者の声に丁寧に耳を傾け、住み慣れた自宅での家族による介護が負担なく続けられるよう支援してまいります。

す。

【9】精神障害者への支援拡充について

港区では、精神障害者手帳の発行数は1,812人（令和3年）で、この5年間右肩上がりです。

関係者から、要望書が出され、精神障害者の「終の棲家」となる介護付きグループホームの建設が切望されています。精神障害の特徴として発症ケースのほとんどが10代または社会参加後の途中障害でコミュニケーションが難しくなるため、就労など社会参加が困難になり引きこもってしまうケースが大きな社会問題となっています。「家族がいなくなり一人になって孤立死」は他人ごとではなく実際に港区でも起きています。

8月から「福祉総合窓口」が開設されたことにより厚みのある支援体制に期待が高まります。精神障害者にとって保健師は頼りになる存在ですが、保健師一人で40人から50人を担当しています。地域を巡回するにもあまりにも数が多い実態です。

1. 民間に頼らず、港区立の精神障害者のための「日中サービス支援型グループホーム」の建設を検討すること

【答弁】

まず、「日中サービス支援型グループホーム」の建設の検討についてです。

区は、障害者の重度化・高齢化、親なき後を見据え、施設に通所しなくてもグループホームで生活しながら、日中の活動を行うことができる、日中サービス支援型グループホームについて、先進事例の運営状況の調査を重ねてまいりました。今後は、現在実施している、区の「くらしと健康の調査」でニーズを把握するとともに重度障害者の家族などからの意見の聞き取りを年内に終了し、区ならでの日中サービス支援型グループホームの整備に向け、更なる検討を進めてまいります。

2. 精神障害者への支援は、家族支援が欠かせません。保健師による地域巡回を強化すること。当事者の希望が第一ですが、家族の相談も受けること

【答弁】

令和2年度における保健師の精神障害に関する個別支援は、家庭訪問のうちの7割、面接相談のうちの6割を占めております。

保健師は、精神障害者ご本人から直接相談を受ける場合もあれば、ご家族から、

病状の変化やご本人との接し方などの相談を受ける場合もあります。

本年8月に、福祉総合窓口の開設に伴い保健師の配置を見直しました。地区担当保健師を増員するとともに、みなと保健所で実施する母子保健、精神保健などの事業を担当して専門性を強化し、きめ細かに地区保健活動を行うことで、ご本人とご家族への個別支援の充実に努めてまいります。

3. 精神障害者が孤立せずに生活するためには、支援者との信頼関係が必要です。大切なことは人材の確保と育成です。福祉総合窓口の障害者担当の専門知識を持つ職員は会計年度任用職員ではなく、正規職員を配置すること

【答弁】

福祉総合窓口における障害者の相談に当たっては、専門的な資格を有し、障害福祉の知識を備え、相談経験が豊富な人材の配置が不可欠であることから、区の障害相談支援員については、このような人材を確実に採用できる、会計年度任用職員を配置しております。

今後も、精神保健や医療の専門知識を持つ保健師と連携し、精神障害者の相談を丁寧に聞き取り信頼関係を築きながら、きめ細かな支援をしてまいります。

【10】 保育園の人材確保について

私立認可保育園では保育士の確保が困難で、人材派遣会社や紹介会社を頼らざるを得ません。「紹介会社に頼んで100万円かけて保育士を確保したと思ったら、3か月で辞めてしまった」というケースも聞いています。保育士の人材確保と育成は、子どもたちの健やかな成長・発達のためにも、保育の質の向上のためにも欠かせません。子どもたちのためにも区ができる支援を検討すべきです。

保育士確保が困難な実態を調査し、明らかにすること。併せて各保育園の離職率も明らかにし、園運営に支障がないよう具体的な支援をすること。

【答弁】

区は、区内の私立認可保育園等で活躍する保育士の確保や定着支援に向け、保育士等キャリアアップ補助による賃金改善や宿舍借り上げ支援への区独自の上乗せなどを実施しております。また、港区の保育園で働く魅力を広く周知するため、本年7月に新たに就職支援パンフレットを作成し、全国の指定保育士養成施設に配布しました。9月には保育士向け就職・転職フェアに出展し、港区で保育士として働くことの魅力を発信しております。

今後も、保育施設の離職状況なども含めた実態や課題を把握するとともに、区

ホームページにおける求人情報の掲載など、更なる保育士確保及び定着支援に取り組んでまいります。

【11】都立高校入試への中学校英語スピーキングテスト導入中止について

東京都教育委員会は来年の都立高校入試からスピーキングテストを活用する方針を発表し、7月から申し込みが始まり、港区は全校全員受験を決めています。11月27日実施ですが、「入試の公平性・公正性」や「不受験者の扱い」の説明が不十分なままです。

英語のスピーキングを客観的に評価するには膨大な時間と手間がかかります。現段階で採点者がどのような人なのか公表されていません。受験対象者は約8万人、1月末までの1か月半で採点することはほぼ不可能と言っても良いでしょう。

配点にも問題があります。1点の差が合否を分ける入試において本来の実力が測れないことがあってはなりません。

昨年実施されたプレテストは受験者64,000人とされています。港区でも約600人が受験しています。設問は4つのパートからなっていましたが、それぞれのパートで何点取れたのか開示されていません。また、音声トラブルの実態も開示請求には一切応じないという姿勢です。

受験生の声は聴いているのでしょうか？受験生や保護者が不安にならないよう内容などの十分な説明をすべきです。私立受験者には必要ないのですから、テストを受けるか受けないかの希望をとるべきです。強制であってはなりません。

1. 港区教育委員会から東京都教育委員会に対して、スピーキングテストの実施をやめるように要請すること

【答弁】

まず、東京都にスピーキングテストの実施をやめるように要請することについてです。

スピーキングテストは、令和元年度から時間をかけて、円滑な実施に向けて準備してまいりました。

今年度、本格実施となる本テストは、今月6日で申込みを締め切っており、多くの生徒が申込みを完了しております。

本テストは、授業等で身に付けた英語で話す力の到達度を測ることを目的とし、その結果を学習改善に役立てるとともに高校入試に活用する事業であることから、東京都に実施をやめるよう要請することは考えておりません。

2. 全校・全生徒の受験ではなく希望者を募ること

【答弁】

これまで、区立中学校では、都立高校入試を受験する生徒に加え、希望者にスピーキングテストを実施するよう促してまいりました。

また、本テストの受験申込みに対しては、受験に際し、病気・負傷や障害等のため、特別な措置を希望する場合は申請することができるなど、受験者の不安に寄り添う環境も整えられております。

今後も、本テストについては、その趣旨を丁寧に説明した上で、希望する生徒に受験を促すよう各学校に周知してまいります。

3. 港区教育委員会として、プレテストでの情報開示請求をすること

【答弁】

これまで、港区では令和2年度から2年間スピーキングテストのプレテストを実施し、テストの成果を確認してまいりました。

生徒がこれまでに学んだ英語で「どれくらい話せるようになったか」をテストし、受験者ごとに作成されるスコアレポートの結果や学習についてのアドバイスが学習改善につながったことに加え、教員の授業改善も活性化するという成果が得られております。

東京都へ情報開示請求をすることは考えておりませんが、受験者が安心して受験できるよう丁寧に対応してまいります。

4. 受験者をはじめとする関係者に対する相談窓口を開設すること

【答弁】

東京都は、受験生である生徒や教員に加えて、保護者向けに配布したリーフレットや東京都教育委員会のホームページにおいて、スピーキングテストの問い合わせ先を公開し、受験者や保護者の不安に寄り添う体制を整えております。

区独自に相談窓口を開設することは考えておりませんが、各学校に対し、個人面談や三者面談の場で、丁寧に説明を行うよう指導してまいります。また、区の教育委員会に問い合わせがあった際には、安心して試験が受けられるよう受験者の不安に寄り添った対応をとってまいります。